大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、道路用地の寄附採納(以下「寄附」という。) について必要な事項を定め、道路管理の適正化及び地域の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(受理要件)

- 第2条 寄附することができる道路用地は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 現に一般交通の用に供されており、公共性が高いこと。
 - (2) 何人からも私権の制約を受けずに公道として認められること。
 - (3) 安全面及び交通に支障がないこと。
 - (4) 道路用地として正しく分筆登記され、他の土地との境界が明確であること。
 - (5) 大和高田市公有財産規則(昭和41年規則第14号)第2条の規定に基づき、所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (6) 道路用地(地下及び上空を含む。)内に道路管理の支障となる占用物件がないこと。
 - (7) 寄附後、道路用地を早急に整備する必要がないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、道路管理において支障となることがないこと。
- 2 寄附することができる道路用地は、複数の地番に分かれており、それらが一つの道路 を形成している場合は、全筆を対象とすること。

(道路用地形態)

- 第3条 寄附することができる道路用地の形態は、前条の受理要件に適合しているほか、 次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 大和高田市開発指導要綱(平成14年告示第20号。以下「要綱」という。) 第11条の規定に基づき築造されたもの。
 - (2) 要綱第2条第4号に規定する開発事業を除く道路用地であって、次に掲げる要件を全て満たしているもの。
 - ア 道路用地の幅員が4m以上あり、線形が不自然でないこと。
 - イ 道路舗装は、市長が認める路盤と表層を有しており、かつ、平坦であること。
 - ウ 起点及び終点が公道又は公共施設に接続し、通り抜けていること、又は起点及 び終点の一方が公道又は公共施設に接続し、他方に有効な転回広場が設けられて いて車両通行上支障がないと認められること。ただし、道路延長が35m未満の 場合は、この限りでない。

- エ 道路用地には雨水等を有効に排除するために必要な側溝等の排水施設が設けられ、流末処理がなされていること。
- オ 道路用地に面する建築物が2以上存する土地で、その登記名義人が別であること。
- (3) 市が管理する道路に面している隅切り又は道路後退用地が、寄附されることにより機能の向上が図られると認められるもの
- (4) 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和39年条例第49号)第 3条第4号の規定に基づき、里道等の付替協議が成立したもの

(寄附の特例)

第4条 市長は、前2条の規定にかかわらず、公益上特に必要があると認めるときは、 寄附を受けることができる。

(事前協議)

第5条 市に道路用地の寄附の申出をしようとする者(以下「寄附者」という。)は、 あらかじめ事前協議を行うものとする。

(寄附の申請)

- 第6条 寄附者は、事前協議の後、寄附採納願(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 登記原因証明情報兼登記承諾書(様式第2号)
- (2) 位置図
- (3) 土地登記事項証明書
- (4) 公図
- (5) 地積測量図
- (6) 印鑑登録証明書
- (7) 公共施設寄附採納願(様式第3号)
- (8) 法人名義の場合にあっては、代表者事項証明書
- (9) 水路占用許可を受けている場合にあっては、大和高田市法定外公共物管理条 例施行規則(平成16年規則第37号)第7条に規定する法定外公共物使用等許可 権利譲渡等承認申請書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (費用負担等)
- 第7条 寄附に要する費用については、寄附者が負担するものとする。ただし、所有権

移転登記は、市が行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。